

令和7年度 ～就学援助制度のご案内～
新入学をする児童・生徒のご家庭で
入学準備費用に援助が必要な方へ

鶴岡市では、さまざまな事情により経済的に生活に困っているご家庭に対して、入学準備費用の一部を援助する制度「就学援助」を実施し、子育ての支援を行っております。

※ 現在、認定を受けているお子さまが中学校へ進学する場合は申請不要です。

※ 就学援助はお子さま1人1人について、それぞれ申請が必要です。世帯ごとではありません。



援助の対象となる世帯は？ひとり親に限定されたものではありません

鶴岡市立の小学校、中学校に就学されるお子さんがいるご家庭において

- ①生活が困窮（こんきゅう）していると教育委員会が認める世帯
- ②生活保護を受けている世帯（修学旅行費と医療費のみ該当）

①の「生活が困窮（こんきゅう）」とはどういうこと…？

- ◎保護者の死亡・失業・倒産・自己破産・別居・離別等により大幅に収入が減って、学習にかかる学用品費や学校給食費等の支払いに困っている世帯等。
- ◎国民健康保険税が減免、児童扶養手当が全額支給、家族の長期療養又は不慮の災害・事故等で多額の出費を要し、学習にかかる学用品費や学校給食費等の支払いに困っている世帯等。



申請の手続きは小学校へ！ 令和7年1月20日（月）まで提出

- ①申請関係書類は、入学予定の小学校にあります。（中学進学は現在、在籍している小学校へ）
- ②小学校へ事前に連絡のうえ、このチラシを持ってご相談いただき手続きをお願いします。
- ③保護者名義の金融口座がわかる（預金通帳の表紙を開いたページ）写しが必要です。
- ④現在、認定を受けているお子さんが中学校へ進学する場合は申請が不要です。
- ⑤入学後、経済的に生活に困っている状況となった場合も通学先の学校で申請ができます。



就学援助の認定は、どうやって決まるの？

- ①各学校を通じて届く申請関係書類を教育委員会で受け取り、世帯の所得や年金収入等を調査したうえで、保護基準等に照らして教育委員会で審査・認定をしています。
※遺族年金・障害年金を受給している場合は、お申し出ください。
- ②住民登録上、世帯を分けていて別々の世帯になっていても、実際は同じ家に住んでいて、生活にかかる光熱水費等が一緒の場合は、同一世帯として判断し審査をしています。
- ③必要に応じて、お住まいの地域の民生児童委員に教育委員会からご意見を聴くことがあります。
- ④審査結果は、小学入学前は郵送、入学後（在校生）は学校を通じてお知らせしています。
- ⑤世帯の所得が大幅に増え、経済的に生活が改善された場合、認定が取消しとなります。

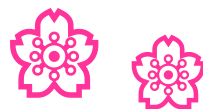


就学援助は、こういうものが対象になるよ。

- 新入学児童生徒学用品費 ○学用品費 ○給食費 ○修学旅行費 ○卒業アルバム代
- オンライン学習通信費 ○医療費 ○各学年の活動に応じて該当するものがあります。

※裏面に援助内容の続きが記載されています

❀ 援助はいくらで、どうやって支給されるの？



1月に申請をして2月1日認定された場合、「新入学児童生徒学用品費」が入学前の2月末頃に届出があった指定口座へ支給されます。また、新入学時のほか、入学後も引き続き、学習に必要な学用品費や学校給食費、オンライン学習通信費などの就学費用の援助を実施しています。

※学校集金に未納がある場合、支給額は未納分へ充当されますことをご了承いただき、未払い等にはご注意ください

※新入学児童生徒学用品費を1月に申請ができなかった方は、4月末日まで申請をして認定されると4/1認定となり、入学後の7月支給になります。それ以降は、新入学児童生徒学用品費の支給対象になりませんので、ご注意ください

※支給単価は年度で変わることがあります

【入学前】1月申請は2月下旬ころ保護者の指定口座に支給

◎新入学児童生徒学用品費（通学用カバン・通学服・靴・傘・上履き・帽子等の費用）

小学校入学予定者・・・57,060円

中学校入学予定者・・・63,000円

【入学後】費目によって支給先が違います

◎新入学児童生徒学用品費・・・4月末申請期限厳守（※5月以降×）、4/1認定者は7月末支給

◎学用品費等・・・小学校月額/1千円程度 中学校月額/2千円程度

年/3回（7月12月2月）に分けて保護者へ支給

◎修学旅行費・・・保護者が均一に負担する経費のうち補助対象として

認められる費用を審査後、保護者へ実費支給

◎卒業アルバム代等・・・小中学校を卒業する児童生徒の卒業アルバムおよび

写真の購入費等を保護者へ定額支給

小学校・・・11,000円 中学校・・・8,800円

◎オンライン学習通信費・・・学校長が提供する教材でオンライン学習に負担する通信費

小・中学校月額/1千円程度

年/3回（7月12月2月）に分けて保護者へ支給

◎医療費・・・学校健診で見つかったむし歯・結膜炎等の治療費を

医療機関へ直接支払い

◎中学生クラブ活動費・・・教育委員会に登録された団体で休日に部活動をする場合の

保険料及び会費相当額として・・・中学校/3,800円年額

ご相談は ◎お子さまが通う小学校の就学援助をご担当する先生へ

また ◎鶴岡市教育委員会学校教育課学事保健係（櫛引庁舎内） ☎57-4865



❀ 「ひとり親控除」を、ご存じですか？ご確認をお願いします

令和2年分の所得から税制改革により「ひとり親控除」が新設され、住民税30万円控除、所得税35万円控除ができます。前述の課税控除のほか、就学援助制度の認定にかかる世帯収入を計算する際の基礎数値にも関わって来ます。次の三つの要件すべてに当てはまる方が対象ですので、今一度ご確認のうえ、勤務先の給与ご担当や課税課におたずねください。

①その年の12月31日現況で婚姻をしていない、事実上婚姻同様と認められる事情の人がいないこと②生計を一にする子がいること（他の人の扶養親族等になっていない）③合計所得金額が500万円以下であること